

改 正 後	改 正 前
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>五の二 <u>ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業</u></p> <p>六～八 （略）</p> <p>八の二 <u>コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業</u></p> <p>九～十七 （略）</p> <p>十八 <u>別表第三に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）</u></p> <p>十九～二十一 （略）</p> <p>（労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</p> <p>第十三条 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 <u>絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）</u></p> <p>十六 <u>絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）</u></p> <p>十七 <u>活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）</u></p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九～十七 （略）</p> <p>十八 <u>別表第三第一号から第三号までに掲げる特定化学物質等を製造する作業</u></p> <p>十九～二十一 （略）</p> <p>（労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</p> <p>第十三条 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 絶縁用保護具</p> <p>十六 絶縁用防具</p> <p>十七 活線作業用装置</p>

十八 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

十九 絶縁用防護具（対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）

二十～三十五 （略）

三十六 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからニまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

三十七 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をキログラム毎平方センチメートルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

三十八 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三十九 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）

四十 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）

（検定を受けるべき機械等）

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、前条第一号から第八号まで、第十号、第十四号から第十六号まで、第二十

十八 活線作業用器具

十九 絶縁用防護具

二十～三十五 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（検定を受けるべき機械等）

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、前条第一号から第八号までに掲げる機械等（同条第二号に掲げる機械等に

三号、第二十四号及び第三十九号に掲げる機械等（同条第二号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる急停止装置に限るものとし、同条第十号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる歯の接触予防装置のうち可動式のものに限る。）とする。

（定期に自主検査を行なうべき機械等）

第十五条 法第四十五条の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 三（略）

四 化学設備（別表第一に掲げる危険物（火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。）を製造し、若しくは取り扱う、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備（配管を除く。）で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。）及びその附属設備

五 八（略）

九 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十 ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの

（製造等が禁止される有害物等）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 ビス（クロロメチル）エーテル

六（略）

七 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの

あつては、同号に掲げる急停止装置に限る。）とする。

（定期に自主検査を行なうべき機械等）

第十五条 法第四十五条の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 三（略）

四 化学設備（別表第一に掲げる危険物（火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。）を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。）で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。）及びその附属設備

五 八（略）

九 特定化学設備（別表第三第三号に掲げる第二類物質のうち労働省令で定めるもの又は同表第四号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

（新設）

（製造等が禁止される有害物等）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 四（略）

五（新設）

六（略）

七 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントをこえるもの

八 第二号から第六号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

2 (略)

(名称等を表示すべき有害物)

第十八条 法第五十七条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 アクリルアミド

一の二 (略)

二 (略)

二の二 石綿

三 (略)

四 塩化ビニル

五〇九 (略)

九の二 クロロメチルメチルエーテル

九の三 五酸化バナジウム

九の四 コールタール

十〇十四 (略)

十四の二 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

十五〇二十一 (略)

二十二 トリレンジイソシアネート

二十三 トルエン

(削る)

二十四〇二十七 (略)

二十七の二 パラ―ジメチルアミノアズベンゼン

二十八〇三十 (略)

三十一 ベータープロピオラクトン

三十二〇三十七 (略)

三十七の二 硫化水素ナトリウム

三十七の三 硫化ナトリウム

七 第二号から第五号までに掲げる物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物

2 (略)

(名称等を表示すべき有害物)

第十八条 法第五十七条の政令で定める物は、次のとおりとする。

(新設)

一 (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

四 塩素化ビフェニル(別名PCB)

五〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十〇十四 (略)

(新設)

十五〇二十一 (略)

(新設)

二十二 トルエン

二十三 トルエン―二・四―ジイソシアネート

二十四〇二十七 (略)

(新設)

二十八〇三十 (略)

三十一 ベリリウム化合物

三十二〇三十七 (略)

(新設)

(新設)

三十八・三十九 (略)

(作業環境の測定等を行なうべき作業場)

第二十一条 法第六十五条の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八～十 (略)

(健康診断を行なうべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)

又、又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四～六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)とする。

三十八・三十九 (略)

(作業環境の測定等を行なうべき作業場)

第二十一条 法第六十五条の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 別表第三第一号から第三号までに掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う屋内作業場

八～十 (略)

(健康診断を行なうべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号から第三号までに掲げる特定化学物質等(同号2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物を除く。)を製造し、又は取り扱う業務(同表第二号に掲げる第一類物質を製造する事業場以外の事業場においてこれらの第一類物質を取り扱う業務を除く。)

四～六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務とする。

- 一 (略)
- 二の二 ビス(クロロメチル)エーテル
- 二〇六 (略)
- 七 ベリリウム及びその化合物
- 八 石綿
- 九 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十四 コールタール
- 十五 三酸化砒素
- 十六 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン
- 十七 重クロム酸及びその塩
- 十八 ニツケルカルボニル
- 十九 パラージメチルアミノアズベンゼン
- 二十 ベータープロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ
- 二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る)。
- 二十四 第八号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの。

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)  
第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- (新設)
- 二〇六 (略)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 七 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物

(新設)

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)  
第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）

五 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 製鉄用コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

附 則

（製造等の禁止に関する経過措置）

第八条 (削る)

この政令の施行の際現に第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、又は使用している者は、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、同条第二項の要件に該当しない場合においても、当該物を製造し、又は使用することができる。

別表第一 危険物（第一条、第六条、第十五条関係）

一 (略)

二 発火性の物

1 〵 12 (略)

13 亜二チオン酸ナトリウム（別名ハイドロサルファイト）

三 酸化性の物

1 〵 4 (略)

5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

附 則

（製造等の禁止に関する経過措置）

第八条 第十六条第一項第六号に掲げる物で、小型の容器に密閉して販売するタイヤ及びタイヤ用チューブの修繕用のものについて

は、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。

2 この政令の施行の際現に第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、又は使用している者は、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、同条第二項の要件に該当しない場合においても、当該物を製造し、又は使用することができる。

別表第一 危険物

一 (略)

二 発火性の物

1 〵 12 (略)

(新設)

三 酸化性の物

1 〵 4 (略)

(新設)

6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類  
四・五 (略)

別表第二 放射線業務(第六条、第二十一条、第二十二条関係)  
一〇七 (略)

別表第三 特定化学物質等(第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)  
一 第一類物質

- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
  - 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
  - 3 塩素化ビフェニル(別名PCB)
  - 4 オルトートリジン及びその塩
  - 5 ジアニシジン及びその塩
  - 6 ベリリウム及びその化合物
  - 7 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
- 二 第二類物質
- 1 アクリルアミド
  - 2 アクリロニトリル
  - 3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
  - 4 石綿
  - 5 エチレンイミン
  - 6 塩化ビニル
  - 7 塩素
  - 8 オーラミン
  - 9 オルトーフタロジニトリル
  - 10 カドミウム及びその化合物
  - 11 クロム酸及びその塩

(新設)  
四・五 (略)

別表第二 放射線業務  
一〇七 (略)

別表第三 特定化学物質等

- 一 製造許可を要する第一類物質
- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
  - 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
  - 3 オルトートリジン及びその塩
  - 4 ジアニシジン及びその塩
  - 5 1から4までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
- 二 その他の第一類物質
- 1 オーラミン
  - 2 マゼンタ
  - 3 1又は2に掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの
- 三 第二類物質
- 1 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
  - 2 石綿
  - 3 塩素
  - 4 塩素化ビフェニル(別名PCB)
  - 5 オルトーフタロジニトリル
  - 6 カドミウム及びその化合物
  - 7 クロム酸及びその塩
  - 8 コールタール
  - 9 三酸化砒素
  - 10 シアン化カリウム



1	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	
第三類物質 アンモニア	働省令で定めるもの		硫酸ジメチル	硫化水素	沃化メチル	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マゼンタム塩	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ベンゼン	ベータープロピオラクトン	弗化水素	パラニトロクロルベンゼン	パラジメチルアミノアゾベンゼン	ニトログリコール	ニツケルカルボニル	トリレンジイソシアネート	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	重クロム酸及びその塩	臭化メチル	三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン	シアン化ナトリウム	シアン化水素	シアン化カリウム	三酸化砒素	コールタール	五酸化バナジウム	クロロメチルメチルエーテル

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11			
働省令で定めるもの		硫酸	ホルムアルデヒド	ホスゲン	フエノール	パラニトロクロルベンゼン	二酸化いおう	トルエン―二・四―ジイソシアネート	硝酸	塩化水素	エチレンジイミン	一酸化炭素	アンモニア	アクリロニトリル	働省令で定めるもの		硫酸ジメチル	硫酸水素	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	ム塩	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ベリリウム及びその化合物	弗化水素	ニツケルカルボニル	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	重クロム酸及びその塩	シアン化ナトリウム	シアン化水素

- |    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 2  | 一酸化炭素                              |
| 3  | 塩化水素                               |
| 4  | 硝酸                                 |
| 5  | 二酸化硫黄                              |
| 6  | フェノール                              |
| 7  | ホスゲン                               |
| 8  | ホルムアルデヒド                           |
| 9  | 硫酸                                 |
| 10 | 1 から9までに掲げる物を含む製剤その他の物で、労働省令で定めるもの |

別表第四 鉛業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一〇十八（略）

備考

一〇五（略）

別表第五 四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二条関係）

一〇八（略）

別表第六 酸素欠乏危険場所（第六条、第二十一条関係）

一〇三（略）

三の二 雨水、海水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は

滞留したことがある暗き又はマンホールの内部

四〇九（略）

十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、

船倉又は冷凍コンテナの内部

十一・十二（略）

別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一〇四（略）

別表第四 鉛業務

一〇十八（略）

備考

一〇五（略）

別表第五 四アルキル鉛等業務

一〇八（略）

別表第六 酸素欠乏危険場所

一〇三（略）

（新設）

四〇九（略）

十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行なつている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、船倉又は冷凍コ

ンテナの内部

十一・十二（略）

別表第七 建設機械

一〇四（略）

別表第八 有機溶剤(第二十一条、第二十二条関係)

一 第一種有機溶剤

1～6 (略)

(削る)

7 1から6までに掲げる物のみの混合物

8 1から7までに掲げる物と次号又は第三号に掲げる物との混合物で、1から7までに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

二 第二種有機溶剤

1～38 (略)

39 1から38までに掲げる物と前号又は次号に掲げる物との混合物で、1から38までに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの(前号8に掲げる混合物を除く。)

三 第三種有機溶剤

1～9 (略)

10 1から9までに掲げる物と前二号に掲げる物との混合物(第一号8又は前号39に掲げる混合物を除く。)

別表第八 有機溶剤

一 第一種有機溶剤

1～6 (略)

7 ベンゼン

8 1から7までに掲げる物のみの混合物

9 1から8までに掲げる物と次号又は第三号に掲げる物との混合物で、1から8までに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントをこえて含有するもの

二 第二種有機溶剤

1～38 (略)

39 1から38までに掲げる物と前号又は次号に掲げる物との混合物で、1から38までに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントをこえて含有するもの(前号9に掲げる混合物を除く。)

三 第三種有機溶剤

1～9 (略)

10 1から9までに掲げる物と前二号に掲げる物との混合物(第一号9又は前号39に掲げる混合物を除く。)